令和８年１１月９日
（２０２６年）

各　　位

契　約　課　長

契約保証及び前払金保証に係る電子保証の導入について（通知）

受注者の契約事務における負担軽減及び効率化を目的として、本市企業局が締結する建設工事及び建設コンサルタントの契約（契約課発注分）に係る契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子保証の取扱いを開始します。

電子保証を利用する場合は、従来の紙の保証書に代えて、保証事業会社が発行する電子証書により保証内容を確認することとなります。電子保証を利用する場合の手続は、以下のとおりです。

１　運用開始日

令和８年１２月１日（火）以降に開札を行う案件。

２　対象となる保証

本通知の対象は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社）が発行する次の保証です。

・契約保証
・前払金保証
・中間前払金保証

なお、電子保証を利用せず、従来どおり紙による保証書を提出することも可能です。

３　電子保証を利用する場合の手続

電子保証を利用する場合は、保証事業会社から発行される「電子証書閲覧用『認証キー』等のお知らせ」を、受注者から本市企業局へ送付してください。本市企業局は、当該お知らせに記載された「保証契約番号」及び「認証キー」を使用して、インターネット上の電子証書閲覧サービス「Ｄ－Ｓｕｒｅ」において保証内容を確認します。

※同一工事であっても、契約保証と前払金保証（中間前払金保証）では、「保証契約番号」及び「認証キー」がそれぞれ異なります。保証種別ごとに送付してください。

4　「電子証書閲覧用『認証キー』等のお知らせ」（ＰＤＦデータ）の送付先及び送付時期

保証の種類により送付先等が異なります。

保証の種類	送付先	送付時期
契約保証	契約課 keiyaku@city.wakayama.lg.jp	契約締結までに電子メールで送付。
前払金保証 中間前払金保証	担当課 （工事担当課と予算担当課が異なる場合は、予算担当課）	前払金請求書の提出までに（中間前払金については、中間前金払認定書の通知後、中間前払金請求書の提出までに）、電子メールで送付。 ※前払金請求書及び中間前払金請求書は、従来どおり紙で提出。

・電子メールの送付について

（１）メールの件名について

電子証書等の閲覧に必要な情報を本市企業局に電子メールで送付する際は、メールの件名を『【契約保証／前払金保証／中間前払金保証】＋工事（業務）案件名称＋受注者名』としてください。

（例）【契約保証】○○○○工事　（株）△△建設

【前払金保証】△△△△業務委託　（株）○○設計事務所

（２）メール本文について

メール本文には、「担当者の氏名・連絡先」を必ず記載してください。

5　電子保証の手続の流れ

